

(別表1)

事業継続力強化支援計画

(東村商工会を本会・東村を本村と表記)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(台風)

本村は、毎年のように襲来する台風の被害に見舞われてきた。特に沖縄本島を横断する台風では、通過後の返し風が猛烈に吹き、被害は甚大である。最近では、平成30年の台風24号による猛烈な暴風雨、高潮、高波等で長時間の停電、社屋の一部損壊により商工業者への損害、パインアップル農家を初め、本村における経済的な被害額は極めて多額に上り甚大な被害に及んだ。

(地震・津波)

沖縄本島北部に甚大な被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南東三連動地震が想定され、地震動・津波により全壊446棟・半壊100棟の建物被害が予測されている「沖縄県地震被害想定調査(平成 25 年3月)」。また、本村は沖縄本島東に位置し、「沖縄県津波被害想定調査(平成25年3月)」で想定される津波は、高江において地震発生後 12 分、他の地域でも 19 分で津波が到達し、最大遡上高に至っては、すべての地区で 10m～20m以上となっており、壊滅的な被害の恐れがある。

(洪水)

最近では、令和3年6月の大雨による県道14号線(東・源河間)の土砂崩れによる1週間以上の通行止めや、将来的な局地的大雨による、県道14号線(東・源河間)、東・塩屋線国道331号線(東・塩屋間)、県道70号線(東・国頭間)が土砂崩れにより、すべて寸断され孤立化すれば、生活物資の遮断を招き死活的な大災害を招く恐れがある。また、各区に河川を抱える本村では、河川の氾濫も人命にかかわる災害になる恐れが十分考えられる。

(感染症)

新型コロナウイルスのような、国民の多くが経験したことの無いような感染症が、世界的にも急速な蔓延、重症化が広がり、本村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

また、今後コロナウイルス以上の毒性の強い感染症が出現する可能性も否定できない。

(2) 商工業者の状況

【東村の事業所数の推移】出典:経済センサス活動調査

年度	総数	小規模事業者数
平成24年	85	81
平成28年	90	86

【東村産業の内訳】(平成28年経済センサス)

	事業所数	従業者数
A 農林水産業	10	62
D 建設業	6	39
E 製造業	10	82
H 運輸業,郵便業	1	1
I 卸売業,小売業	21	47
K 不動産業,物品賃貸業	2	4
L 学術研究,専門・技術サービス業	3	36
M 宿泊業,飲食サービス業	14	85
N 生活関連サービス業,娯楽業	4	28
O 教育,学習支援業	2	14
P 医療,福祉	3	29
Q 複合サービス事業	3	19
R サービス業(他に分類されないもの)	9	39
不明	2	0
合 計	90	485

(3)これまでの取組

1)本村の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災情報システムの整備
- ・防災行政無線のデジタル化
- ・防災ハザードマップの作成

2)本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援の実施
- ・沖縄県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・東村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、本会における緊急時の取組について、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な内容やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

さらには、保険・共済への組織的な加入推進や、十分な助言を行える本会経営指導員等職員(3名)が不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者等に対し、独自の感染対策ガイドライン作りの指導を行い、必要最低限の取るべき措置を助言し、係る費用の補助などを行った。期間が長期化した場合、対策が疎かになる傾向がみられることから、飲食店等に対しては、声掛けや巡回指導等を行っているものの、全会員に対するアプローチが十分にできていないなど、ここでも職員不足がみられる状況。

予防接種やマスク着用、各種検査の受検など、感染者を出さない対策の徹底と、感染者が出た場合のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄(令和2年度村の補助のもと対策)、リスクファイナンスとして保険の必要性を周知するなど、継続的な取組が必要である。

III 目標

- ・村内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・小規模事業所独自の事業継続力計画の作成を支援し、発災時、非常時に活用できるよう促す。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、本会と本村との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が実施できるよう、また域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を実行できるよう、組織内における体制の整備と、金融機関、他の支援機関等との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

「東村地域防災計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等速やかな対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・相談対応時や郵送等により、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について周知する。
- ・村広報、ホームページ、フェイスブック等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも感染する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報(デマ)に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備(令和2年度村の補助のもと対策)の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和4年度中に作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、ビジネス総合保険や沖縄県共済協同組合の休業対応応援共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認又は見直しの実施
- ・本村と事業継続力強化支援に関するミーティングを適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(大津波警報)が発生したと仮定し、村との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否を確認し、報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を本会と本村で共有する。)
- ・職場内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本村と協議の上、本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤を控え、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に安全を確認し、出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、業務に従事できる職員で役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

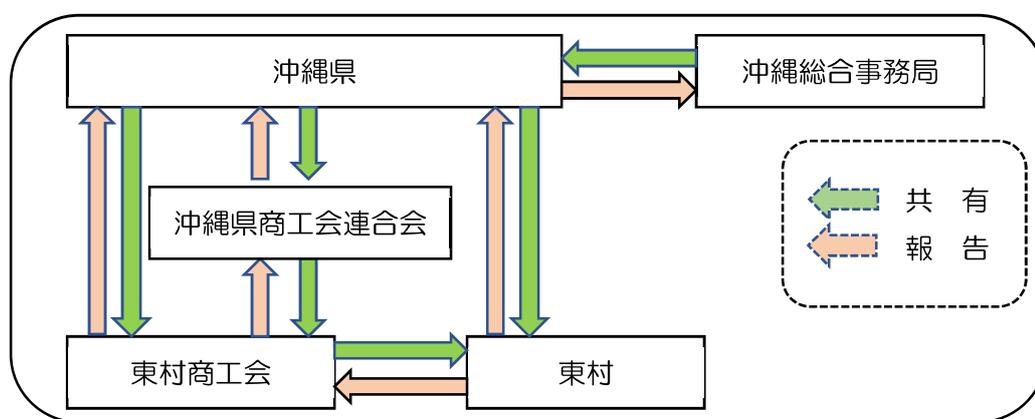
- ・本計画により、本会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回(9時、13時、16時)共有する
1週間～2週間	1日に2回(9時、15時)共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回(9時)共有する
1ヶ月以降	2日に1回(9時)共有する

- ・「東村地域防災計画」等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本村が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県へ報告する。
- ・本会は、別紙様式により被災情報を県に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、本村と相談する(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

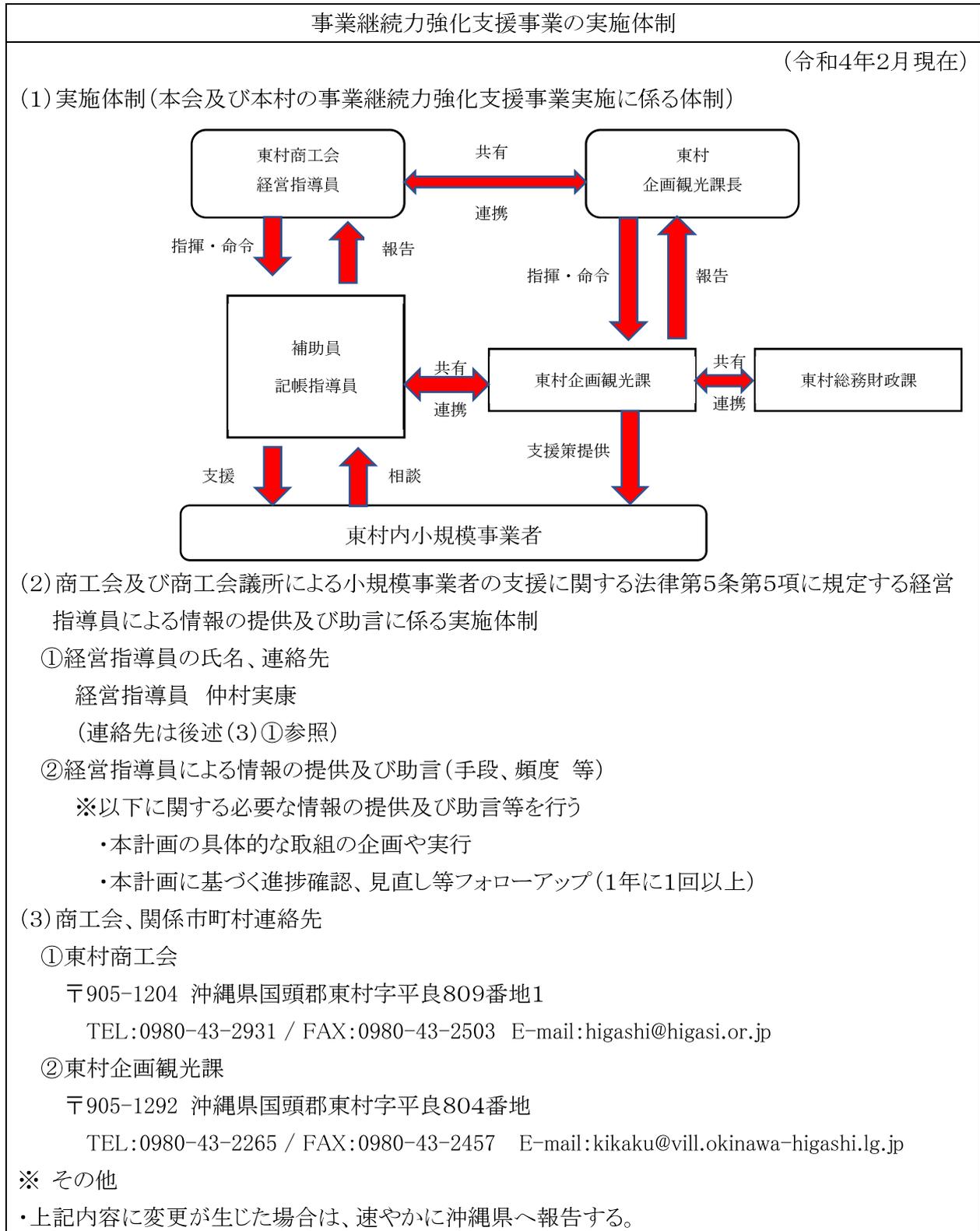
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援派遣依頼等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000
・ 専門家派遣費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
・ セミナー開催費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
・ 広報費 (チラシ等)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
・ 防災、感染症対策費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
・ 協議会運営費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、参加者負担金、各種補助金により賄う。

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名
無し
連携して実施する事業の内容
無し
連携して事業を実施する者の役割
無し
連携体制図
無し